

本学とのお取引に関する留意事項

○法令遵守について

- 1 贈賄、談合及び本学の教職員との癒着などの誤解が生じることのないようお願いします。
- 2 物品等の発注は、原則として本学研究協力課、学術情報課及び会計課の事務職員が行います。ただし、1案件100万円以下(税込)の契約(工事は除く)については、教員および事務局各課・室による発注を認めています。また、1案件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めておりませんので、併せて御留意願います。
- 3 見積書、納品書及び請求書など本学に提出する書類には、必ず日付を記載してください。
- 4 納品等に当たっては、検収センターに納品物等と納品書等を持ち込み、納品書等に検収印を受けてから、速やかに納品場所に納品等をしてください。なお、検収を受けていない物品等については、本学から支払いができませんので御留意願います。また、平成27年4月1日から検収センターにおける検収対象範囲が変更となり、全ての物品購入契約、役務(工事は除く)、賃貸借等の請負契約が対象となりますので併せて御留意願います。
- 5 次の行為は、不正とみなしますので御留意願います。
 - ①架空発注や本学教職員からの預け金の依頼の承諾
 - ②取引事実と異なる書類の提出
- 6 本学会計規則等については、本学ホームページから御覧いただくことが可能です。
(<https://www.naist.jp/corporate/contract.html>)
- 7 検収センターは以下の場所に設置しております。
情報科学領域事務室(情報科学棟1階)
バイオサイエンス領域事務室(バイオサイエンス棟1階)
物質創成科学領域事務室(物質創成科学棟1階)
事務局各課・室(事務局棟各階)
- 8 検収センターの業務時間は8:30~12:00及び13:00~17:15です。

○取引停止について

「奈良先端科学技術大学院大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」を定めており、取引業者が行った不正・不適切行為の内容等に応じ取引停止等の措置を講じることとしております。取引停止期間は事由に応じ1ヶ月から12ヶ月ですが、この期間において本学と取引できないことのみならず、他の国立大学法人等における取引停止等の措置が講じられることがあります。また、過去の不正取引・不適切行為について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあります。

○取引データの調査依頼について

会計検査院の会計実地検査や本学の内部監査等に伴い、本学との取引データ(売上台帳等)の閲覧・提出等や取引に関するアンケート等を依頼する場合がありますので、御協力をお願いします。

○通報について

万一、本学の教職員から研究費の不正な取引の依頼等があった場合でも、決して引き受けず以下の通報窓口へ御連絡ください。通報により不利益な取り扱いをすることはありません。

[通報窓口]

奈良先端科学技術大学院大学事業推進部研究協力課
直通電話 0743-72-5071
FAX 0743-72-5015
電子メール info-fusei@ad.naist.jp

[留意事項全般に関するお問合せ先]

奈良先端科学技術大学院大学 管理部会計課契約係
直通電話 0743-72-5041
FAX 0743-71-0930
電子メール keiyakukakari@ad.naist.jp